

福岡市地域療育を考える会

# 第31回総会



めばえ学園H16年度卒園のS君ママの作品

# 福岡市地域療育を考える会 会則

## 第1条 名称

当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。

## 第2条 会の所在地

本会は、会長宅をその所在地とする。

## 第3条 目的

障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。

## 第4条 会員

本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。

## 第5条 事業

本会は、次の事業を行う。

- 1) 学習会及び講演会
- 2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第6条 会議

本会は、必要に応じ、次の会議を行う。

- 1) 総会 2) 事務局会議 3) 代表者会議 4) 事務局・代表者合同会議

## 第7条 総会

次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。

- 1) 予算に関する事項
- 2) 本会の会則変更に関する事項
- 3) 上記以外の重要事項

## 第8条 決議の方法

前条の総会決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

## 第9条 書面総会

総会の開催が困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議にすることができる。

## 第10条 事務局

- 1) 本会運営に必要な業務を行うため事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。
- 2) 事務局には、次のとおり役員を置く。  
会長、副会長及び会計を各若干名
- 3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。
- 5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。

## 第11条 代表者会

各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。

- 1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。
- 2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。
- 4) 代表者会は事務局が統括する。

## 第12条 顧問

本会の業務執行につき、必要がある場合には顧問を置くことができる。

## 第13条 会計

- 1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。
- 2) 本会の会費は年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については1名につき金400円とする。
- 3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。
- 5) 本会の会計処理については、前各項のほか別途定める本会会計規則に従うものとする。

## 附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定ののち2020年10月28日より実施される。

# 福岡市地域療育を考える会 会計規則

---

## 第1条 会費

福岡市地域療育を考える会（以下、「本会」という。）の運営費として、次のとおり会費を徴収する。

- ① 年会費として、金400円を徴収する。
- ② 療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに徴収する。
- ③ 個人会員については、1名につき金400円とする。
- ④ 本会への入会日が3月に属する場合には、会費は徴収しない。
- ⑤ 年度途中での退会については、会費の月割り返金を行わない。
- ⑥ 療育施設・団体の保護者会員の会費については、総会終了後最初に行われる代表者会議または、事務局・代表者合同会議において徴収するものとする。

## 第2条 託児料

本会の託児サービスを利用した場合、次のとおり託児料を徴収する。

- ① 学習会・講演会については子ども1名につき金500円

## 第3条 事務局手当

1. 事務局メンバーの活動費を、次のとおり支給する。

- ① 会長 1名につき金5,000円
  - ② 会長以外の事務局メンバーが所属する療育施設ごとに金3,000円
2. 事務局メンバーが任期途中で退任した場合、前項の活動費については、月割計算により支給するものとする。

## 第4条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5条 監査

毎年4月に会計監査を行うものとし、原則として前年度会計担当者がこれに当たる。

## 第6条 帳簿等保存期間

本会会計に関する帳簿等資料の保存期間は3年とする。

## 附則

本会計規則は令和7年6月25日より施行する。



## 2024年度は

『児童発達支援センターでの一時預かり事業の充実を目指す』

『肢体不自由児の療育環境向上を目指す』

『日中一時支援事業の拡充を目指す』

『療考会の普及活動・存在意義を理解してもらう』

これらの4つの柱を掲げ、以下のことに取り組みました。

### 1.児童発達支援センターでの一時預かり事業について

昨年度に引き続き、福岡市の検討会議に参加しました。子どもたちや保護者が安心して利用できるよう会員からの要望を伝達し、意見を反映していただけるよう努めました。児童発達支援センターでの一時預かり事業が開始されたことで、福岡市の障がい児を持つ保護者の就労環境が整備されつつあります。

### 2.療考会の普及活動

昨年度リニューアルしたHPやInstagramを活用し、療考会の活動を多くの方に知っていただけるよう努めました。また活動内容だけでなく、会員からの要望に応え、子育てに関するお役立ち情報やイベント情報なども発信しました。個人会員希望者の増加に伴い、療考会のオフィシャルLINEも開設しました。児童発達支援センターから幼稚園・保育園に移るご家庭や、市外に転出されるご家庭をはじめ、卒園児の保護者などにも広く情報をお届けできるようになりました。

### 3.進路の会との合同陳情

進路の会と合同で陳情を行い、療考会からは【日中一時支援事業の拡充】と【肢体不自由児の通園方式】について福岡市へ陳情書を提出しました。南部療育センターの開設に伴い、念願であった肢体不自由4歳児の単独通園が2025年4月から開始されました。進路の会との合併により、今後は療考会が主体で陳情を行います。2025年度事務局の皆さまには、陳情活動の継続を何卒よろしくお願い申し上げます。

活動にご理解とご協力頂きました会員の皆様に心より感謝申し上げます。



# 2025年度 活動方針(案)



**2025年度は  
次の方針に基づき活動を進めていきます。**

## **【1】 陳情活動について**

療考会主体で陳情活動を行います。今年度は【子育てサポートガイドブックの普及】と【交流保育の拡充について】など、保護者アンケートの回答をもとに未就学障がい児を取り巻く療育環境の向上を目指します。

## **【2】 療考会の普及・存在意義について**

児童発達支援センターに通っている保護者の中にも、まだまだ療考会の存在を知らない方も多く、何のために存在している会なのかを問う声も散見されます。今年度も未就学障がい児を取り巻く療育環境の向上のための活動と、保護者に向けた学習の場や情報提供を行っていきます。保護者や療育に携わっている方だけでなく、多くの方に興味や関心を持って療考会の活動や存在意義をご理解いただけるよう、療考会ニュースやInstagram、療考会オフィシャルLINEでの発信を工夫してまいります。

## **【3】 療考会の運営について**

長年にわたる陳情活動が身を結び、障がい児を持つ保護者の就労環境が少しずつ整ってきたことにより、就労保護者が事務局として療考会の運営に携わる例も増えてきました。昨年度同様、今年度も事務局の業務内容の見直しを図ったり、オンライン会議を行ったり、就業保護者でも無理なく活動できる体制の確立を目指し、療考会の基盤づくりを行っていきます。昨年度末に進路の会と合併したこと、また南部療育センターが設立されたばかりであることから、今年度は事務局/代表者ともに大きく人数が減少しております。少人数でも満足度が下がらない療考会の運営を目指します。

**今年度も変わらぬご厚情とご協力を賜りますよう  
何卒よろしくお願い申し上げます。**



## 会員各位

平素より療考会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2024年度第31回総会につきましては、「2024年度第31回総会(書面決議)のご案内」(以下「別紙」)のとおり、書面による決議とさせていただきます。

会員の皆様におかれましては、総会資料とあわせて別紙の内容をご確認のうえ、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただいた書面は、令和7年6月10日(火)までに、各園事務局担当者へご提出いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお集計結果につきましては、後日、当会ホームページ(下記URLおよびQRコードからアクセス可能)にてご報告いたします。

<http://ryouiku-fukuoka.com/>



ご不明な点がございましたら、各園事務局までお問合せください。

福岡市地域療育を考える会 事務局